

施策評価シート (評価対象年度：平成30年度)

1. 基本的事項

① 施策名〔施策小〕	1 自立した財政基盤の確立	② 施策番号	2301
③ まちづくりの方向〔政策(章)〕	6 みんなでまちづくりに取り組むまち		
④ 基本施策〔施策大(節)〕	3 将来にわたって安定した行政サービスが提供できるよう、計画的で健全な財政運営をおこなうまちをめざします		
⑤ 基本的方向〔施策中〕	1 財政運営の強化		
⑥ 担当部名	⑦ 担当課名		
総務部	税務課		

2. 施策の現状把握

[1] 施策の対象・意図

① 施策の対象(誰、何に対して施策を実施するのか)	市税納税義務者、特別徴収義務者
② 意図(対象をどのような状態にしたいのか。何を狙っているのか)	自主財源の根幹である市税の適正課税及び確実な徴収を進めることにより財政基盤を強化し、安定した行政運営を目指す。
③ 環境(この施策を取り巻く状況はどのような状態なのか、また、国や府の動きはどのような状態、今後どのように変化していくと考えられるか)	令和元年10月からの消費税率の引き上げ、人口減少社会が進展する中、地方税制を取り巻く環境が変化している。また、制度改革も頻繁に行われ、条例改正やシステム改修等適切な対応が求められている。今後も制度の変更に適正に対応できるよう、人員体制も含めた組織の強化が求められる。

[2] 施策指標及び推移

施策指標(成果指標)	単位	指標とした理由・考え方
① 市税徴収率(現年課税分) 計算式: 収入額/調定額(賦課決定額)=徴収率	%	平成19年度まで大阪府下最低であった徴収率も毎年わずかではあるが、向上している。今後も安定した税収の徴収を確保し、徴収率を府下平均以上まで向上させることを目標とし指標とした。
② 市税徴収率(滞納繰越分) 計算式: 収入額/調定額(賦課決定額)=徴収率	%	平成29年度より「大阪府域地方税徴収機構」に参加し、高額徴収困難事案の解消等、積極的な滞納処分に着手し、職員のスキルアップや近隣市町村等の連携が強化されるとともに、徴収率の向上も見込めるために指標とした。
③ 市府民税特別徴収実施率 計算式: 給与特徴納税義務者数/給与納税義務者数	%	法定要件に該当する事業主は従業員の市府民税の特別徴収が地方税法上義務付けられているが、未だ特別徴収を実施していない事業者があるため、平成30年度より、大阪府をはじめ府下の全市町村は、納税者の利便性の向上及び安定した税収を確保を目標に法定要件に該当する事業主すべてを特別徴収義務者に指定したため、「市府民税特別徴収実施率」を指標とした。

指標名	単位	H28実績	H29実績	H30実績	R1見込	R2目標	備考	
① 市税徴収率(現年課税分)	%	目標値	98.8	98.9	99.0	99.0	99.1	
		実績値	98.5	98.9	98.9	—	—	
		達成率	99.7%	100.0%	99.9%			
② 市税徴収率(滞納繰越分)	%	目標値	25.0	30.0	40.0	35.0	35.0	
		実績値	20.8	31.3	27.4	—	—	
		達成率	83.2%	104.3%	68.5%			
③ 市府民税特別徴収実施率	%	目標値	80.0	85.0	90.0	90.0	90.0	
		実績値	76.7	78.7	85.2	—	—	
		達成率	95.9%	92.6%	94.7%			

[3] 施策を構成する事務事業

	事務事業名	成果指標				総事業費(千円)			事務事業評価結果		重点化	
		指標名	単位	H29実績	H30実績	R1見込	H29実績	H30実績	R1見込	総合評価		今後の方向性
1	市税徴収事務事業	市税徴収率	%	95.8	95.9	96.0	132,416	112,060	124,687	A	ア	◎
2	市税賦課事務事業	更正件数	件	9,743	10,405	10,370	170,865	159,919	185,520	A	ア	○
計	2						303,281	271,979	310,207			

3. 施策の評価

評価の視点	説明・コメント等
①本施策の意図すること(目的)は、上位施策(施策中)の達成にどのように貢献しますか。 (施策所管課等としての考えをお示ください。)	税務課は市における歳入を担う課であり、公平公正な課税及び徴収は、確実な自主財源の確保につながるるとともに、財政運営の強化を図ることができる。
②本施策で設定した指標から何が読み取れますか。 (2[2]の表の数値の推移から分析できることをお示ください。)	徴収率については滞納整理の強化等により毎年、目標値以上に向上している。また、平成29年度からは、大阪府域地方税徴収機構に参画することにより徴収率向上が図られている。 特別徴収率については、文書による勧奨等を行い、毎年向上している。平成30年度からの府下一斉の義務者指定により更なる向上が図られているところである。
③本施策において市民、団体等との役割分担や市の関与は適切ですか。 (施策所管課等としての考え(理想と現実)をお示ください。)	公平公正な課税及び徴収により、納税義務者たる市民理解の上で成立する施策である。
④施策を構成する事務事業は適正ですか。 (2[3]を踏まえ、施策目標に対し事務事業にずれはないか、数は適正かについて考えをお示ください。)	適正な賦課と公平・公正な徴収を実施する上で、情報・技術を継承するための協議会参画となっており、適正である。
⑤施策を構成する事務事業の中で重点化及び縮小化についてどのように考えますか。 (2[3]において、◎、○、▲とした理由をお示ください。)	他の事務事業が市民サービスなどを含む歳出事業であって、税務課が所管する事業は、その財源確保をするための事業であり、対極的な位置づけにある事業である。 他の事業を持続可能な事業として運営していく上で、市の重要な事業として位置づけられる。

4. 一次評価(所管課評価)

	評価(A~D)	課題等	A: 施策達成に向けた取組や展開などが大変評価できる B: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われている C: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われているものの、改善の余地がある D: 施策達成に向けた取組や展開などが不十分であり、改善の余地が大いにある
一次評価	B	税制改正への対応、徴収率のさらなる向上のため人員体制を含め組織を強化し、適正で公平な課税・徴収を維持していく。	

5. 改革、改善案

即時的対応 (すぐに取り組む改善案)	<ul style="list-style-type: none"> 税制改正への対応 個人市民税の特別徴収の推進の強化 徴収事務については、より専門的で滞納処分に特化した対応の推進
短期的対応 (1、2年のうちに取り組む改善案)	<ul style="list-style-type: none"> 研修等による職員の知識・技術の向上に加え、確実なノウハウの継承 収納係に配属された職員の徴収技能の向上と長期滞納繰越分にかかる滞納処分の推進
中長期的対応 (3~5年をめぐりに取り組む改善案)	<ul style="list-style-type: none"> 短期中期の徴収専任機関への職員派遣や研修参加による係全体の徴収事務処理技能の高度化や他市町・府・関連期間との連携強化による滞納処分の推進

6. 二次評価(行革・財産活用室評価)

	評価(A~D)	課題等	A: 施策達成に向けた取組や展開などが大変評価できる B: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われている C: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われているものの、改善の余地がある D: 施策達成に向けた取組や展開などが不十分であり、改善の余地が大いにある
二次評価	B	市税徴収率は向上しており、適切に取組が実施されている。特別徴収の推進についても実施率の向上に引き続き取り組まれない。 また、公平で適正な課税・徴収を進めるため、知識の習得と継承にむけた取組を継続的に実施されたい。	